

堺市民憲章

わたくしたちは、自由と自治・貿易と文化の輝かしい伝統をうけつぐ堺の市民であることを自覚し、わたくしたちのまちが、新しい国際的工業都市として発展していることを考え、このまちを、より住みよく明るい幸福な大都市に建設していくために、総調和の精神をもって、みんながともに守っていく、この憲章を定めます。

わたくしたち堺市民は

- 1 たくましく働くことに喜びをもち、生産の向上につくします。
- 1 教育に力をそそぎ、すぐれた文化のまちをつくります。
- 1 愛と信頼をもって助けあい、平和で健康な生活をきずきます。
- 1 秩序を重んじ、ひとに迷惑をかけないようにします。
- 1 心をあわせ、美しく清潔なまちづくりにつとめます。

(昭和38年11月3日制定)

国勢調査で見る 堺 平成27年国勢調査結果

平成30年3月発行

発行 堺市
編集 堺市市長公室企画部調査統計担当
堺市堺区南瓦町3番1号
電話 (072) 228-7450 (直通)
印刷 パイプライン

堺市行政資料番号 1-M1-17-0359